

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動制限指針の廃止について

高野山大学では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大学の諸活動に関する活動制限指針を策定し、学生や教職員の皆さんが状況に応じて一定の制限のもと適切な活動をお願いしてきました。

令和5年5月8日からは、政府は新型コロナウイルス感染症の位置づけを現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同様の「5類」に移行する方針を決定しました。それに伴い、これまでの様々な制限が終了します。本学においても、学生や教職員の皆さまが自主的に感染対策を実施することを基本とし、これまでの諸活動に一定の制限を設けてきた感染拡大防止のための活動制限指針を廃止することといたします。

これを受け、本学における新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の方針について、以下のとおりとします。

○マスク着用について

マスクの着用については各自の判断とします。ただし、マスクの着用が効果的な場面（医療機関を受診する場合、高齢者施設等を訪問する場合、混雑した公共交通機関に乗車する場合等）においては、マスクの着用を推奨します。

○感染防止対策について

学内各所に手指消毒用アルコールの設置は継続して行います。また、引き続き「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を励行してください。

○体調不良時の対応について

体調不良や発熱などの自覚症状がある場合は、無理せず医療機関を受診してください。医療機関などで新型コロナウイルス感染症を含む学校感染症による出席停止の対象と診断された方は、大学に連絡をお願いします。

今後については、国から発出される通知等を受け、変更となる場合もあります。

以上